

産業構造審議会商務流通情報分科会製品安全小委員会
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第7回）
議事録

日時：平成28年8月5日（金曜日）15：00～16：10

場所：経済産業省別館1階108会議室

議題

- ・ 整合規格案の確認について
- ・ 整合確認書について

議事内容

○遠藤課長補佐　　では、定刻でございますので、皆様お集まりですので、ただいまより産業構造審議会製品安全小委員会の第7回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様にあられましては、ご多忙のところ、またお暑い中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まず、審議に先立ちまして、所属先の異動に伴いましてワーキンググループの委員の交代がありましたので、ご紹介させていただきたいと思います。

笹子委員にかわれまして、日本電機工業会様より氏田委員にご参加いただくことになりました。氏田委員、ご挨拶をお願いいたします。

○氏田委員　　事務局の笹子さんの後任ということで、JEMAから来ました氏田です。会社はパナソニックです。よろしくお願いします。

○遠藤課長補佐　　それでは、以後の議事進行につきましてはまた三木座長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○三木座長　　皆さん、こんにちは。お暑いところご出席いただきましてありがとうございます。

議事に入る前に、事務局より委員の出欠の確認をお願いいたします。

○遠藤課長補佐　　本日は、青柳委員と持丸委員の2名の委員より事前にご欠席のご連絡をいただいております。本日は10名の委員にご出席いただいております。

○三木座長　　委員の出席者は過半数を超えており、定足数に達しておりますので、本日のワーキングが成立することを確認します。

それでは、配付資料の確認をまず事務局よりお願いいたします。

○事務局（三宅） 配付しました i P a d の画面をごらんください。

まず、議事次第です。本日の議題は、「整合規格案の確認について」に加えて、「整合確認書について」です。続きまして、資料1「委員の名簿」でございます。次に、資料2「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について」です。概要です。資料2の別添1「整合規格案一覧」です。資料2の別添2といたしまして、規格の概要でございます。そして、資料3に「改正通達案」です。資料4ですが、「技術基準との整合確認書」ということで、資料4-1から4-15まで、今回審議いただく15規格順に並んでおります。最後に、資料5「整合確認書について」です。

皆様、お手元の i P a d 上の操作に問題等ございませんでしょうか。

○三木座長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

前回5月に行いました第6回ワーキングでは、16規格の J I S 等についてご確認いただき、現在パブリックコメントを行っているところです。これは8月10日までだそうです。本日は、家庭用電気機器など15規格の J I S について、技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思います。

まず、今回審議する整合規格案の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（長澤） 今回、15規格について整合規格としてご確認いただきたいと考えております。

i P a d 等の資料2をごらんください。

まず、1.の「概要」ですが、今までどおり、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みの J I S の最新版への見直し等を行っていきたくと思っています。

続きまして、2.の「改正の内容」ですが、改正する規格数は、「採用済の J I S を、より新しい版の I E C 規格に整合した J I S に置き換えるもの」の15規格となります。

今後のスケジュール、3.のほうですが、会議終了後、速やかに8月下旬から30日間パブリックコメントを行い、10月中旬に改正を行う予定です。施行は、数ヵ月を待ちまして翌年1月1日を予定しています。ただし、施行から3年間は、なお置き換える前の J I S 規格又は別紙によることができるものとし、猶予期間を設けたいと考えています。

資料かわりまして、資料2の別添1をご確認ください。

こちらは、本日審議していただく15規格の一覧となります。なお、左側2列目は、従前はページ番号を割り振っていましたが、今回は資料番号を記載しております。

資料かわりまして、資料2の別添2をごらんください。

こちら、1番目の規格の概要を説明したいと思います。1番目、採用するJ I Sは、J I S C 9335-2-38、業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項となります。対応する電気用品名は、ワッフルアイロン、電気ホットプレートとなっております。このグリドルというものですが、食品の片面に直接加熱面を接触させて調理する機器となっております。グリドルグリルというものは、食品の両面、2枚の加熱面を用いて同時に接触させて調理する機器となっております。そのため、グリドルはいわゆるホットプレートを指しておりまして、グリドルグリルがワッフルアイロンを指しています。

2番目の規格、採用するJ I Sは、J I S C 9335-2-39、業務用多目的調理鍋の個別要求事項となります。こちらは、対応する電気用品名は電気なべとなっております。

続きまして、3番目、採用するJ I Sは、J I S C 9335-2-41ですが、ポンプの個別要求事項となっております。対応する電気用品名は、電気ポンプ、電気井戸ポンプとなります。

次のページ、4番目の規格、採用するJ I Sは、J I S C 9335-2-42、業務用コンベクションオーブン、蒸し器及びスチームコンベクションオーブンの個別要求事項となります。対応する電気用品名は、電気天火、電気ロースター、電気蒸し器となっております。なお、コンベクションオーブンというものはファンにより熱風を強制対流させるオーブンというもので、スチームコンベクションオーブンというものはファンにより熱風と水蒸気を強制させるオーブンとなっております。

続きまして、5番目の規格、採用するJ I Sは、J I S C 9335-2-45、可搬形加熱工具及びこれに類する機器の個別要求事項となります。対応する電気用品名は、電熱ナイフ、電気はんだごて、こて加熱器、その他の工作用又は工芸用の電熱器具となっております。

続きまして、6番目の規格、採用するJ I Sは、J I S C 9335-2-47、業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項となります。対応する電気用品名は、電気なべとなっております。

続きまして、7番目の規格、採用するJ I Sは、J I S C 9335-2-48、業務用グリル及びトースタの個別要求事項となります。対応する電気用品名は、電気トースター、その他の調理用電熱器具となっております。グリルというものは何を指しているかといいますと、放射熱にさらすことによって食品を調理するものを指しております。

続きまして、次のページ、8番目の規格ですが、採用するJ I Sは、J I S C 9335-2-50、業務用湯せん器の個別要求事項となります。対応する電気用品名は、電気湯せん器です。

続きまして、9番目の規格、採用するJ I Sは、J I S C 9335-2-51、給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別要求事項となります。対応する電気用品名は、電気ポンプとな

ります。

続きまして、10番目の規格、採用する J I S は、JIS C 9335-2-58、業務用食器洗浄機の個別要求事項となります。対応する電気用品名は、電気食器洗機。

次のページ、11番目の規格です。採用する J I S は、JIS C 9335-2-60です。渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項です。対応する電気用品名は、浴槽用電気気泡発生器と浴槽用電気温水循環浄化器となります。なお、渦流浴槽機器というものが何かといいますと、こちら入浴後の排水を意図しておりまして、水を循環させ、水を加熱する、または空気を供給する機能をもつものを指しておりまして、渦流スパというものは入浴後の排水を意図しないもので、かつ水の循環及び加熱をさせながら空気を供給する機能をもっているものとなっております。大きな違いとしましては、入浴後の排水を意図しているか否かとなっております。

続きまして、12番目の規格です。採用する J I S は、JIS C 9335-2-64、業務用ちゅう(厨)房機器の個別要求事項となります。電気用品名は、ジューサー、ジュースミキサー、フードミキサー、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機、電気缶切機、電気肉ひき機、電気肉切り機、電気パン切り機、電気かつお節削機になります。

続きまして、13番目の規格、採用する J I S は、JIS C 9335-2-74、可搬形浸せきヒータの個別要求事項となります。対応する電気用品名は、投込み湯沸器となっております。こちら、お風呂の追い焚き機能がないところに対して投込み湯沸器を投入することによって追加で加熱、温めることができるものとなっております。

続きまして、次のページ、14番目の規格、採用する J I S は、JIS C 9335-2-96、室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項です。対応する電気用品名は、電熱ボード、電熱シートとなります。

続きまして、15番目の規格、採用する J I S は、JIS C 9335-2-101、電気くん蒸器の個別要求事項となります。対応する電気用品名は、電気くん蒸殺虫器と電気香炉となります。

以上です。

○三木座長　　ただいまのご説明につきまして、ご質問等何かございますでしょうか。

特にないようですので、続きまして、技術基準との整合確認書の審議に入ります。資料2の別添1の一覧表に沿って、上から順番に事務局から論点説明の後、質疑応答をいただくというように進めてまいります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐　さて、本日もご審議いただく規格の件数が多く、時間も限られておりますので、前回同様、類似の規格につきましてはまとめて説明させていただきたいと思っております。

では、まず最初、1番目のJIS C 9335-2-38です。あわせまして、類似する熱源をいたしました厨房機器の規格として、2番目の-39の多目的鍋並びに4番目の-42、業務用コンベクションオープンもまとめて説明させていただきたいと思っております。

まず、この3規格を代表いたしまして、資料4-1をごらんください。これまで同様、非該当と判断した項目につきましてのみ説明させていただきたいと思えます。

資料4-1につきましてはほとんど該当が多いのですが、11ページ目に飛んでいただきますと、第十八条「雑音の強さ」という項目がございます。これにつきましては、当該JIS規格においては雑音の強さについての規定はございませんけれども、従来よりありますように、別規格、JISにおける体系におきましては、雑音の強さにつきましては別規格、J55014-1等の別規格で規定されているということから、そちらのほうでみていただくという形をとっておりますので、この項目につきましては非該当でよろしいのではないかとこのように判断されます。

続きまして、同じく11ページの第二十条です。これは長期使用製品安全表示制度による表示ということでありまして、対象品目が限られております。これら、今回かけます業務用のそういった調理器具は、そういった長期使用製品安全表示制度の対象品目としては挙がっておりませんので、この第二十条第1項から4項につきましては非該当というふうに扱うのが適切というふうに考えられております。

次に、資料4-2の39の多目的鍋につきましても、整合確認書のたてつけは同様となっております。

次に、4番目の-42、コンベクションオープンのほうにつきましては、少しばかり確認書の内容が違ってございまして、これも資料4-4の11ページ目にジャンプいただけますでしょうか。こちらのほう、第十五条の第1項という項目でございます。これにつきまして、ほかの2規格では該当というふうになっておったのですけれども、この第1項につきましては、そもそもコンベクションオープンというのは熱を、コンベクションは対流させることによって食材を調理するという機器でございまして、一般的に熱源あるいは対流させるために使いますファンなどの可動部は、一般の操作する方が手を入れたりする部分からは隔離されております。したがって、一般的に不意な始動による危害は想定しがたいと

ということから、この項目につきましては、この-42のコンベクションオープンにつきましては非該当というふうに扱わせていただいております。

あとは、最初に説明しました資料4-1のグリドルと同様の要求事項が書かれておりますので、以下同様となっております。

極めて説明は簡単ですが、以上でございます。

○三木座長　　ただいまの説明及び整合確認書につきまして、ご意見等ございますでしょうか。今、4-1、4-2、4-4。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○三浦委員　　質問していいですか。今のコンベクションオープンに関して、資料4-4の11ページについて、一番下に「遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない」とありますが、この「非金属材料に燃焼試験を行わなければならない」とは、どういうことでしょうか。

○関係者：NITE 製品安全センター 宮川規格調査室長　　これは、コンベクションオープンの個別の規格で規定されているわけではなく、JIS C9335-1という大もとの白物家電全般の規格をそのまま引用したものです。遠隔操作や、人がいないところで動いているものに関しては、非金属材料の樹脂などは、火災の危険性などもございますので、燃焼試験を行うようにせよという意味です。

○三浦委員　　金属だったら大丈夫なのだけれども、非金属材料だと燃えてしまう可能性が非常に高いからですね。わかりました、ありがとうございます。

○三木座長　　他にございますか。

それでは、今残っていたNo. 3について説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐　　続きまして、資料4-3、JIS C9335-2-41のポンプの個別要求事項でございます。あわせまして、ちょっと飛ぶのですけれども、資料番号の4-9、JISですと-51、これは同じポンプですけれども、据付形の給湯及び給水設備用のポンプという規格もあわせてご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料4-3で代表して説明させていただきます。

資料4-3の、やはりこれも11ページにジャンプいただけますでしょうか。こちら、11ページのほうは、要求事項第十五条の第1項でございます。これも先ほど説明しました不意な始動によって危害を及ぼしてはいけないという要求事項でございます。これにつきまして、非該当というふうに判断させていただきました。そもそも、対象品目はポンプでございます。不意な始動が起こったとしても水を吸い込んだり吐き出したりするというこ

とが想定されますが、それによって水を吐き出すというようなことによって、一般的には人体に対して危害を及ぼすというのは想定しにくいということを勘案いたしまして、この第十五条第1項につきましては非該当というふうに判断させていただきました。

同じページの今度は第十五条の3項でございます。不意な停止によって人体に危害を及ぼさないかということでございます。これも先ほどの1項同様、不意な停止が起こったとしても、水がとまることによって直接的に人体に危害を及ぼすようなことはまず一般的にはあり得ないというふうに考えられますので、この第十三条第3項につきましても非該当というふうに判断させていただきました。

続きまして、12ページに移動いただけますでしょうか。

こちらは第十八条でございます。「雑音の強さ」でございます。これも従来同様、別規格で「雑音の強さ」については規定されておりますので、そちらのほうでみていただくということで、この項目につきましては非該当というふうに判断させていただいております。

次、13ページでございます。

先ほど同様、第二十条の4項でございます。ポンプは長期使用製品安全表示制度の対象品目ではございませんので、これらにつきましては非該当というふうに判断させていただきました。

資料4-9のJIS C9335-2-51の給水・給湯用のポンプでございますけれども、整合確認書の内容につきましては、このJIS C9335-2-41のポンプと同様でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○三木座長　ただいまの説明及び整合確認書につきまして、ご意見、ご質問等はございますか。資料4-3と資料4-9ですね。

○高橋委員　井戸水循環器——先ほどのポンプが何番でしたっけ。

○遠藤課長補佐　資料4-3。

○高橋委員　資料4-3の5ページ。クラス0IとクラスI機器の、池水循環用ポンプは、漏電遮断器をもっていなければならないということは、循環器に漏電遮断器をつけるということですか。

○遠藤課長補佐　はい。そういうことと理解されますが。

○高橋委員　そうですか。わかりました。

それが、今の資料4-9にはないんですね。

○遠藤課長補佐　そうですね……。

○高橋委員 用途が違うんですかね。

○遠藤課長補佐 JIS C9335-2-41のポンプは一般的なポンプで、水中に入れるポンプも想定しています。JIS C9335-2-51のポンプというのは給湯・給水で据置形で、水中に入れるということは想定していませんので、その辺の遮断器の扱いが違うかと思います。

○高橋委員 わかりました。

○三木座長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次にまいりたいと思います。次は、資料4―5についてよろしくお願ひします。

○遠藤課長補佐 資料4―5、JIS C9335-2-45、可搬形加熱工具及びこれに類する機器の個別要求事項でございます。いわゆるはんだごてとか、あるいはヒートガンみたいなものが対象品目となってきております。

資料4―5の9ページにジャンプいただけますでしょうか。こちら、第十五条の第3項、不意な動作による危害防止のうち、動作の停止という要求事項でございます。はんだごてとかヒートガンのたぐいでございますので、もっていて、作業していて、不意に停止することによって一般的に人体に危害を及ぼすということはおよそ想定できませんので、この項目につきましては非該当というふうに判断させていただきました。

続きまして、10ページに移動いただけますでしょうか。

続きましては、十八条「雑音の強さ」でございます。これも従来同様、ほかのC I S P Rの対応規格、J55014-1等の別の規格で「雑音の強さ」につきましては規定されておりますので、この規格の本体自体にはそれらの要求は規定されておられません。したがって、この項目につきましては従来どおり非該当と扱わせていただきたいと思います。

続きまして、同じ10ページの第二十条でございます。これら長期使用製品安全表示制度の対象品目でございますので、この二十条の4項につきましては非該当扱いとさせていただきます。と思っております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○三木座長 ただいまの説明及び整合確認書について、ご意見はございますか。よろしいですか。

それでは、引き続きまして、資料4―6のほうに移りたいと思います。よろしくお願ひします。

○遠藤課長補佐 続きまして、一覧表の6番目、J I S 番号ですとJIS C 9335-2-47に

つきまして説明させていただきたいと思います。あわせて、やはり類似する熱をいたしました厨房機器の規格といたしまして、次の7番目のJIS C9335-2-48、業務用グリル、並びにその次の8番目のJIS C9335-2-50、業務用の湯せん器につきまして、3つまとめて説明させていただきたいと思います。

まず、代表いたしまして、資料番号4—6をごらんください。

ページ数、12ページにジャンプください。

第十八条でございます。「雑音の強さ」でございます。これも従来、他の規格で説明しておりますように、本体には「雑音の強さ」に関する要求事項はございませんけれども、C I S P R規格に対応いたしますJ55014-1などのJ規格によって「雑音の強さ」は測定いただく、確認いただくというたてつけになっておりますので、この項目につきましては非該当扱いというふうにさせていただきたいと思っております。

続きまして、次のページで13ページに移動いただけますでしょうか。

第二十条でございます。これも先ほど同様、対象品目ではございませんので、これらの4項につきましては非該当扱いとさせていただきたいと思っております。

資料4—7の確認書につきましては、これと同様ですので省略させていただきます。

続きまして、資料4—8にジャンプいただけますでしょうか。

資料4—6で説明させていただきました項目に加えまして、この資料4—8、湯せん器につきましては10ページにジャンプいただけますでしょうか。

こちらのほう、第十五条第1項でございます。この項目につきましては、一般的にこういった湯せん器というのは熱源が隔離されておりますので、万が一不意な始動が起こったとしても操作する方々に対しまして危害が加わるとは想定しがたく、この第1項につきましては非該当扱いが適切かと判断されます。

他の項目につきましては、資料4—6、資料4—7、資料4—8共通でございます。

以上、簡単でございますが、説明は以上です。

○三木座長　ただいまの説明及び整合確認書につきまして、ご意見あるいはご質問、ございますか。

それでは、次にまいりたいと思います。次は、資料4—10になります。事務局のほうからよろしくお願ひします。

○事務局（三宅）　続きまして、JIS C 9335-2-58について説明させていただきます。資料4—10をごらんください。

業務用食器洗浄機ですが、電気用品名でいうと電気食器洗浄機（定格消費電力が500ワット以下の電動機、電動機を使用するものに限る。）。

整合確認書の概要については、これまでの説明と同じく非該当部分の説明といたします。該当部分は十八条と二十条で、まず11ページをごらんください。十八条「雑音の強さ」については、別規格で規定されているために非該当とさせていただいて、次のページ、12ページ、二十条の長期使用製品安全表示制度でございますが、業務用食器洗浄機はこの表示対象製品ではございませんので、この項目につきましても非該当が適切というように判断されました。

以上です。

○三木座長 これも大体これまでと中身としては同じですね。何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。

それでは、次に資料4—11に移りたいと思います。説明をよろしく願いいたします。

○事務局（三宅） 続きまして、JIS C 9335-2-60についての説明をさせていただきます。資料4—11です。

電気用品名でいいますと、浴槽用電気温水循環浄化器や、電気気泡発生器などが該当します。

整合確認書について、非該当部分は十五条の第1項、第3項として、十八条と二十条でございます。

10ページをごらんください。

十五条「始動、再始動及び停止による危害の防止」でございます。渦流浴槽機器は、不意な始動によって湯水や空気を吸い込み吐出することにより人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるというおそれがないため、こちらについては非該当が適切かと判断されません。同じことは十五条の第3項の「不意な動作の停止」にも当てはまるかと思えます。

次、12ページをごらんください。

十八条の「雑音の強さ」については、これまでの説明どおりで、別規格で規定されているために非該当。

二十条につきましても、長期使用製品安全表示制度の対象製品ではございませんので、この項目につきましても非該当が適切というように判断されました。

以上です。

○三木座長 ただいまの説明、整合確認書につきまして、ご意見はございますでしょうか

か。

それでは、次に資料4—12につきましてご説明をお願いいたします。

○事務局（三宅）　　続きまして、JIS C 9335-2-64についての説明をさせていただきます。資料4—12をごらんください。

業務用ちゅう（厨）房機器でございます。電気用品名でいいますと、先ほどの説明にもありましたが、ジューサー、ジュースミキサー、フードミキサー、缶切機とか、多くのものが対象となっております。

非該当部分については十八条と二十条で、14ページをごらんください。

十八条の「雑音の強さ」については、別規格で規定されているために非該当。二十条の長期使用製品安全表示制度についても、この対象製品ではございませんので、この項目につきましても非該当が適切というように判断されました。

以上です。

○三木座長　　ただいまの説明、整合確認書につきまして、いかがでしょうか。

特にないようですね。

それでは、次、資料4—13につきましてお願いいたします。

○事務局（長澤）　　JIS C 9335-2-74について説明させていただきたいと思います。資料4—13をご確認ください。先ほどと同様、非該当の箇所をご説明したいと思います。

9ページにあります第十五条第3項をごらんください。こちら、不意な停止によって、一般的に、人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、こちらは非該当が妥当であると判断しております。

次のページ、第十八条ですが、こちら今までもどおり、先ほどの規格のとおりで、J550 14-1等の別規格で規定されておりますので、非該当と判断しております。

次のページ、第二十条の各項ですが、こちらは長期使用製品安全表示制度について省令で明確に規定されているため、整合規格は不要であると判断しております。

以上となります。

○三木座長　　ありがとうございました。ご意見、ご質問ございますか。

先ほど説明があったかどうかわからないのですが、資料2の別添2に今までの機器の写真付きの説明がありますので、ご参考にしてください。

○三浦委員　　私も今まさしくその資料をみていたのですが、12番目のJ60335-2-64の写真の4ページの12番、電気用品名はジューサー、ジュースミキサー、これは「フードミキ

サー」ではないですか。「フードミキサー」というのが別にあるのでしょうか。

○事務局（長澤） 電安法上、「フードミキサー」と定義しております。

○三浦委員 さっき、三宅さん、「フードミキサー」と言っていましたが。

○事務局（三宅） すみません。

○三浦委員 いやいや、言い方が悪いという意味ではなくて、何か混同しますよね。私は食品にも関わっているから余計なのだけれども、普通「フード」ですよね。だから、「フードミキサー」というと、違うものかと思われませんか。

○事務局（長澤） そうですね。施行規則においては、今は「フードミキサー」と記載しております。

○三浦委員 「フードミキサー」なんですね。なるほど。

○三木座長 確かにね。「フード」かなと思ったけれども。

○三浦委員 「フードミキサー」というと、多分、聞いて分かる人はほとんどいないですよ。見てみて、ああ、そういうものなのかと思うかもしれませんが。

○三木座長 他にございませんか。よろしいですか。

それでは、次にまいりたいと思います。次は、資料4-14です。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（長澤） JIS C 9335-2-96について説明させていただきたいと思います。お手元の資料4-14をごらんください。

ページが10ページに飛びまして、第十五条第1項は、こちら、熱源が隔離されているため、不意な始動による危害は一般的に想定しがたく、こちらにつきましても非該当が妥当であると判断しております。

次のページ、第十五条第3項ですが、こちら、不意な停止によって、一般的に、人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、こちらにつきましても非該当であると判断しました。

次のページ、第十八条ですが、こちらはJ55014-1等の規格で規定されているため、非該当と判断しました。

続きまして、次のページ、第二十条各項ですが、こちら、長期使用製品安全表示制度については省令で明確に規定されているため、整合規格は不要であると判断したため、非該当としております。

以上です。

○三木座長　　ただいまの説明、整合確認書について、ご意見、ご質問はございますか。
よろしいでしょうか。

それでは、最後になりますけれども、資料4—15につきまして説明をお願いいたします。

○事務局（長澤）　　JIS C 9335-2-101について説明させていただきたいと思います。お手元の資料4—15をごらんください。

ページは9ページ目をご確認ください。

第十五条第1項ですが、熱源及び可動部（ファン等）が隔離されている、又は、熱源の温度が火傷の危険性がない程度に抑えられているため、不意な始動による危害は一般的に想定しがたいため、非該当が妥当であると判断しております。

次のページ、第十五条第3項ですが、不意な停止によって、一般的に、人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当であると判断しました。

次のページ、第十八条。ここはJ55014-1等の別規格で規定されているため、非該当が妥当と判断しました。

同じページ以降ですが、第二十条各項は、長期使用製品安全表示制度については省令で明確に規定されているため、整合規格は不要と判断したため、非該当としております。

以上です。

○三木座長　　ただいまの事務局からの説明及び整合確認書について、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご意見ありがとうございました。

今回提出のありました整合規格案につきましては審査基準に適合しており、整合規格として妥当と判断できますので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思いません。

本日は整合確認書について提案があるとのことですので、事務局からまたよろしく願います。

○遠藤課長補佐　　では、お手元の資料5をごらんください。2ページものでございます。

整合確認書、これまで運営してきたのですけれども、今までの扱いをちょっとだけ改善というか、修正させていただきたいと思っております、今回提案させていただきたいと思っております。

まず、電安法の技術基準省令に整合する規格として提案されましたJISといった公的規格につきましては、その扱いにつきましては、そこに、1番目のポツに書いてあります

ところの審議官名の通達、これは26年1月6日付けで出しておりますけれども、「整合規格の電気用品安全法技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について」という、ちょっと長い名前ですが、以下、「プロセス通達」と呼ばさせていただきますけれども、これに基づきまして、プロセスをオープンにした上で審査を行っております。そのプロセス通達の中には、判断基準というものを別添2といたしまして、規格を採用する際の審査基準というものを明らかにしております。その(3)技術基準との整合性の項では「整合規格案は、技術基準で要求される性能との関係が明確になっていること」、規格の中に書いてあることは、一応技術基準省令で要求している20項を全部満たせということが要求事項となっております。これによりまして、本ワーキングにおきましては、漏れがないようにチェックリストを作りまして、整合確認書といたしまして、今ほど審議いただいた資料4でございますけれども、審議を行っているところでございます。

次、問題点といたしまして、整合確認書の中では、省令の各条の下部に「項」や「号」が規定されている場合、さらにそれを区切って細分化いたしまして一つのチェック項目として扱っております。これまでの運用では、それらの細分化された「項」や「号」ごとに関係性を確認してきているのですが、いざ実際に確認作業をやっている中で、ここまで細分化するとちょっとなかなか、規格の中でそれに対応する要求事項がなかなか見出しがたく、そこを整合資料として理屈づけする作業に大変時間がかかるという問題がございまして、特に第十五条でございます。

次のページに移りますと、整合確認書の中から該当する第十五条の1項、2項、3項を抜き出して条文をそこに明記しておりますけれども、要求事項自体は、不意なモーション、動いたり、とまったり、再始動したりして、人体に危害を及ぼしたり物件に損傷を与えてはいけないよというような要求事項になっておりますが、ただ、1項、2項、3項の違いというのは、始動であるか、あるいは停止した後に再始動するか、動作が停止するかの違いであって、要求する本質的には変わらないものになっております。一方、JIS規格をみていきますと、そもそもこういった、我々、手前どもの省令に基づいて規格をつくっているわけではないので、なかなか細分化してしまうと各項目に該当する要求事項をJISの中から探し出すというのが、これまた本当に大変な作業でございまして、なかなかないと。それを無理に、一般的に動かないものだから大丈夫だよということで非該当扱いにするものもあつたりはするのですが、ちょっと何か無理やりな気がするという問題点があります。

次の3.の「今後の運用について」ということをございますけれども、まず、今ほど申しましたように、十五条の各項の、各1項、2項、3項の内容につきましては、ケース分け、条件分けする以外に求めるものに差異はないということと、あと、2ポツ目、プロセス通達の規定、判断基準というのは、技術基準省令との関係性が明らかになっていることを要求しておりますけれども、「項」や「号」ごとに区切って細分化して関係性まで求めるということは審査基準にはしておりません。したがって、これらの問題点、さらに現状要求されている事項を勘案しましたところ、最後のポツでございますけれども、整合確認書の第十五条の審査に当たりましては、必ずしも細分化したチェック項目毎に厳密に確認する必要性はなく、今後の運用といたしましては、全体として、第十五条の要求事項に適合性が確認できれば十分というふうに扱わせていただきたいと思いますっておりますが、いかがでございましょうか。

○梶屋委員 すみません、1点よろしいですか。ちょうど実は私も今、この整合確認書のチェックのときに、全く同じように私も理解しておりまして、そのつもりで、一々書く必要ないと思っていたんです。「思っていた」という、なぜ過去形を使ったかという、資料4-13（JIS C9335-2-74）で、不意な始動のところには該当が入っているのに、停止のところには非該当となっているのを一つみつけたんですね。そうすると、これ、やはり分ける意味があるのかなと私はちょっと思ったのですけれども。だから、始動のときはこれが該当になっているのですけれども、停止のときは非該当になって、その他はほとんどが非該当、非該当となっているのですけれども、どういうわけか、これだけが該当と非該当に分かれていたんですね。そこら辺の区分というか、この辺を明確にしておいたほうがいいのではないかなと思ったのですけれども。

○熊田委員 普通に考えると、始動したときのほうが危ないことが多くて、大概、停止で危なくなることというのはあまりないというか、始動と停止を一緒にしてしまったとしても、それでカバーしできるのではないかなと個人的には思います。だから、ものによっては始動時も危なくて停止時も危ないものもあるけれども、一緒にしても別にいいのではないかなと。

○氏田委員 これは3つの要素のいずれかが該当したら、それは該当だよという意味で、いずれも該当しない場合に限って非該当にというふうに受け取ったので、今回の修正提案でクリアできるのではないのでしょうか。

○遠藤課長補佐 そうですね。ただ、ものによっては、3つを別々に厳格に扱うべきも

のもあるかもしれないので、その方法も考慮しつつ、原則3つまとめて判断していいけれども、何かそういう厳密に条件を分けなくてはいけないものももしかしたら出てくるかもしれないので、なおその3つを分けて審査する、確認するというのも残したいということで、最後のポツの書き方がちょっと、少し抽象的な書き方なのですけれども、心はそういうふうに弾力的に、ここの項については運用させていただきたいというふうに考えております。

○三木座長　　そうすると、この「今後の運用について」というのは、これはちょっと多少修正するということになりますか。

○遠藤課長補佐　　そうですね。ちょっとあまりにもぼやっとし過ぎているので、今説明しましたように、原則どれか1項を満たしていたらオーケーとするけれども、ものによっては3つの条件を厳格にしなくてはいけないものがあるかもしれないので、そのときは厳格に審査してくださいという趣旨に、では修正を、もっとはっきりわかりやすくするようにさせていただきたいと思います。

○三浦委員　　そうですね。何か、ただし書きできちんと分けるとか、残すなら残すという書き方をしたほうがいいのかもかもしれませんね。商品って、やはり時代とともにいろいろなものが出てくるので、思わぬ人が思わぬものを発明してしまったり、この先どうなるかわからないものが出たときに、こういう担保がないと消費者側からすると不安というか、危険がないとは限らないので、残しておくべきところは残しておいていただいた方がいいような気がします。

○遠藤課長補佐　　今は、電安法の対象ではないのですけれども、例えばモーターのついているスケートボードのようなものが、今後電安法の対象となるとしたら……。

○三浦委員　　そうですね。あと、私道でしか今は走れないけれども、車ではないけれども、モーターで走るものもありますよね。

○遠藤課長補佐　　セグウェイ。

○三浦委員　　セグウェイみたいなものは、停止でもびっくりしちゃうんですよ。私は、セグウェイは自分で乗ったのでよくわかりますが、進ませるとすごくいいけれど、あれが例えばもっとコンパクトなもので、その辺でできるようにしましょうみたいな話になってしまったときに——ないでしょうが、仮にですね、停止しちゃうってもびっくりしますので、停止イコール安全とは限らない商品というのはきっとあると思うので、担保しておかないとちょっと心配です。

○三木座長　　そうすると、再度、このところはもう一度提案しますか。

○三浦委員　　そのほうがいいような気がします。

○遠藤課長補佐　　そうですね。できましたらば、修正案につきましては手前どもで作成させていただきまして、後ほどまたメールか何かで確認させていただければと思っています。

○三木座長　　今の「今後の運用について」のことですけれども、今事務局から説明がありましたように、再度案を考えて、それを皆さんにメールした上でご判断いただくということにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○遠藤課長補佐　　ありがとうございました。

○三木座長　　本日予定の議題については以上でありますけれども、皆様のほうから何かございますでしょうか。

○高橋委員　　これは全て共通なのですけれども、先ほどの「フードミキサー」の用語ではないのですけれども、ちょっと気になるのが、例えば、資料4-6の6ページ第七条第2号で「外部の等電位導体」という言葉があり、第十九条では「等電位ボンディング端子」という言葉があります。この「等電位導体」というのは「等電位ボンディング導体」ではないかと思うのですけれども。熱関係の据置形の熱器具関係には、全て「据置形機器で、外部の等電位導体」と書いてあるんですよ。「等電位導体」が定義されていればいいんですよ。いいのですけれども、「等電位導体」というのは「ボンディング導体」ではないかと思うのだけれども。

○遠藤課長補佐　　用語として「等電位導体」は別の用語を使うべきではないというご提案ですか。

○高橋委員　　はい。というのは、十九条に「等電位ボンディング端子」というのがあるんですよ。多分そこにつなげる導体だと思うんですよ。そうすると、「ボンディング」をつけたほうがわかりやすいかなと思っているだけなんですけれども。

○三木座長　　「等電位導体」と「等電位ボンディング端子」。これは結局同じものなのかどうか。

○高橋委員　　ボンディング端子があるのだったら、そこにつける導体なんですよ。我々、日本では接地線といっているのですけれども、IECでは接地線とはいいませんから。PE線といっているのです。それが「等電位導体」ではなくて「等電位ボンディング導体」というべきだと思うのですけれども。JISで「等電位導体」と定義しているのだったら別

ですけれども。機器内の配線ですよ。どうですか。

○NITE 宮川室長 すみません、おっしゃるとおりで、今確認していますが、資料4-6 JIS C9335-2-47の箇条27の2ところ、こちらのほうで、言葉自体は、私どもの整合確認書の中では「等電位導体を接続するため」という部分を書かせていただいているのですが、実際のJIS規格には「ボンディング導体を接続するために」という記載もあり、ボンディング導体と言う方が適切であるかと。

○高橋委員 そうです。特につけなくてもいいのですけれども、ボンディング導体です。

○NITE 宮川室長 わかりました。

○三木座長 修正ということでいいですか。

○遠藤課長補佐 はい。

○三木座長 ここだけですかね。

○高橋委員 全て、統一されているんです。そういう習慣なのかもしれませんから、最後に質問したのですけれども。

○遠藤課長補佐 ちょっと整合確認書の中の表記につきましては、確認の上、場合によっては、何か正誤表みたいな形でお示ししたいと思います。では、公表する資料につきましては統一して修正させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○藤原委員 それに関連してちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほどの用語について、私、前から意見をいっていたのですが、さっきも「フッド」なんてありましたですね。あれ、一旦JIS化されますと、それは修正できないものなんですか。

○遠藤課長補佐 しかるべき理由があれば。実際にJIS規格表を……

○藤原委員 一旦どなたかが間違っって使った用語がずっと使われていきますよね。

○遠藤課長補佐 はい。やろうと思えば正誤表を出すことはできます。それなりの説明を加えて。

○藤原委員 例えば、私が文句をいっているものに「グラウンド」なんてあるんですね。「グラウンド」と「グラント」。前から学会でもやり合ったのですけれども、絶対変えないんですよ。JISが「グラント」と使っているからだめだということですね。でも、電気学会は「グラウンド」になっているでしょう。「ウ」を入れなさいといったのですけれども。だから、一旦言葉を間違っって使いますと、これがずうっと修正できないというのはおかしいので、用語を見直す適切な時期が来れば用語を見直すというふうにしないと、やはりおかしいのではないかと思います。「フッド」なんて明らかにおかしいですよ。

○三浦委員　　おかしいです。しかも、外国人が聞いたら勘違いしますよね。

○遠藤課長補佐　　J I S 規格自体につきましては我々の所管とはちょっと違うので、なるべく修正すべきところは修正するように働きかけたいと思っております、植込み型ペースメーカーのときには藤原委員より意見をいただきまして、それをちゃんと反映させるように規格協会のほうに申し出まして、正誤表を出してもらっておりますので。

○藤原委員　　そうですか。ありがとうございます。

○遠藤課長補佐　　結局それは J I S 規格を管理する側にとっても正しい用語を使っていくように配慮するというのは、規格表としての品質管理という観点からは非常に重要なことだと思いますので、なるべくこちらからもそういうふうに関わりかけて。すぐに直せというのはちょっとなかなか、命令はできないのですけれども、我々のできる範囲で間違いは修正するようにしたいと思っております。

あと、「フード」問題なのですけれども、これは J I S のほうではなくて、手前どもの施行規則のほうでそういうのが入っておりますので、今いろいろ品目のあり方につきまして検討を加えているところでございまして、しかるべき修正する段階が来ましたらまとめてきれいにしたいと思っておりますので、今しばらくのご勘弁をいただきたいと思っております。済みません。

○三浦委員　　私は別に怒っているわけではありません。何か変だなんて思うことがいっぱいあるわけです。

○遠藤課長補佐　　それは、三浦さんが気づかれないところでもいっぱいあるんですよ。我々はもっと苦しんでいるんです。

○三浦委員　　いっぱいあるでしょう。だから、そういうのは、いつかしかるべき、いつかしかるべきとあって、みんな2年か3年で交代してしまっていて、規格関係にしても、ずっと変、変って言うけれども、何とか委員が変わったのでといった感じで、もうそのままずるずると修正されないものはいっぱいある。役所の中には。でも、そういうのはどこかで申し伝えなり何なりとかやっついていかないと、ずっと直されないままになってしまう。それが何かいろいろな誤解を生んで、いつかの事故につながったりしたときには、過去の誰が責任をとるのかということになったら困りませんか。

○遠藤課長補佐　　ええ。そうですね。規模感こそ違えども、問題点の本質は同じだと思いますので。

○三浦委員　　そうですね。

○三木座長 貴重なご意見をありがとうございます。

○三浦委員 この会議はすぐ終わってしまうから、何か、来た甲斐がないなという気がします。

○遠藤課長補佐 いろいろな配慮をいただきまして、まことにありがとうございます。

○三木座長 ほかによろしいでしょうか。

なければ、事務局のほうから何か連絡事項等ございましたら。

○事務局（三宅） 次回のワーキングについてですが、10月ごろに開催したいと考えております。日程の詳細につきましては、また後日調整させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○三木座長 それでは、また今日も早く終わってしまったのですが、以上をもちまして第7回電気用品整合規格検討ワーキンググループを終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201